



合併処理浄化槽設置補助金制度のご案内

町では、河川などの水質保全のため、くみ取り式トイレまたは単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する場合等に補助金を交付します。

▼補助対象 公共下水道供用および認可区域外の一般住宅（ただし、併用住宅は、住居部分の床面積が延べ床面積の2分の1を超えるもの）で、くみ取り式トイレまたは単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する場合等で、国の基準に該当する10人槽以下のものであること。

※既存のくみ取り式トイレまたは単独処理浄化槽はすべて撤去する必要があります。

区分	補助金額(上限)
(1)設置費	5人槽 390,000円
	7人槽 474,000円
	10人槽 (2世帯住宅に限る) 660,000円
(2)撤去作業費	単独処理浄化槽 100,000円
	くみ取り式トイレ 90,000円
(3) 宅内配管工事 上記撤去作業を実施した場合に限る。	300,000円

※実際の費用が上限金額を下回る場合は、かかった費用分の補助金になります。(2)・(3)については、くみ取り式トイレまたは単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置することをした場合に(1)に加算します。建物の新築、全面改築の場合は加算されません。

【浄化槽の維持管理について】

浄化槽の正常な機能を保つために保守点検、清掃、法定検査を定期的に行うことが義務づけられています。

▼保守点検 年に3回〜4回の保守点検が必要です。県に登録している保守点検業者に委託してください。

▼清掃 毎年1回以上の清掃が必要です。許可清掃業者に委託してください。

▼法定検査 毎年1回の水質検査等の受検が必要です。手続きは委託している保守点検業者または栃木県浄化槽協会へご相談ください。

▼問合せ
○町上下水道課くらし給排水係
☎72・6919
○栃木県浄化槽協会
☎028・633・1650

国税に関する相談は事前予約をお願いします

税務署窓口の相談は、事前予約が必要です。相談で来署する場合、税務署に事前に電話し、相談予約をお願いします。

▼国税相談専用ダイヤル

☎0570・00・5901
(全国一律料金)

音声案内に沿って「1」〜「6」を選択してください。

- 「1」…所得税
- 「2」…源泉徴収・年末調整・支払調書
- 「3」…相続税・贈与税・譲渡所得・財産評価
- 「4」…法人税

公有財産の売り払いのお知らせ

▼売却方法 K S I官公庁オークションが提供するインターネットを利用して行う競争入札

▼売却物件の内容 日野25人乗りバス1台

▼参加申込期間 7月12日(金)午後1時〜31日(水)午後2時

▼入札期間 8月13日(火)午後1時〜15日(木)午後11時

▼参加条件・注意事項 入札に参加するためには、事前に登録が必要です。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

「那須町 公有財産売却」で検索

「5」…消費税・印紙税
「6」…その他

▼問合せ

☎0287・22・3115
(自動音声案内「2」を選択)

国税に関する相談・質問については、国税相談専用ダイヤルの電話でお問い合わせください。



▼問合せ 財政課契約管理係
☎72・6902

